

## 第 12 回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 6 月 29 日(火)午後 2 時 30 分から午後 3 時 00 分

2. 開催場所 網走市議会 議場

3. 出席委員 17 人

会長	17 番	山 田	健 一
会長職務代理者	11 番	山 本	登
委員	1 番	居 内	和 則
	2 番	鬼 塚	秀 明
	3 番	鎌 田	直 人
	4 番	川 崎	伸 弘
	5 番	遠 藤	優 一
	6 番	福 田	稔
	7 番	松 尾	貴 子
	8 番	藤 田	政 揮
	9 番	中 川	一 弘
	10 番	立 石	雄 治
	12 番	小田切	英 治
	13 番	佐々木	義 彦
	14 番	鈴 木	圭 一
	15 番	矢 萩	一 毅
	16 番	首 藤	勝 広

4. 欠席委員 無し

5. 議事日程

議案第1号	現況証明について
議案第2号	農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく通知の受理について
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第4号	農地保有合理化事業に係る農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画(案)の作成に関する諮問について
協議案第1号	農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する面積(下限面積)について

6. 議事録署名委員

7 番	松 尾	貴 子
8 番	藤 田	政 揮

7. 出席事務局職員

事務局長	川 合	正 人
事務局次長	本 間	保 司
農地係長	石 垣	友 伯
事務局主査	竹 岡	亮
農地係主事	猪 股	路 子

## 8. 会議の概要

事務局長	ただ今より、網走市農業委員会第 12 回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりご挨拶をお願いします。
会長	( 挨拶 )
事務局長	次に、会議の議長についてであります。網走市農業委員会会議規則第 5 条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたします。よろしくお願いたします。
議長	本日の出席委員は、17 名で定足数に達しておりますので、ただ今から開会いたします。本日の会議の議事録署名委員として、7 番松尾委員、8 番藤田委員の両委員を指名いたします。
事務局 議長	それでは、議案の審議に入ります。初めに初めに、議案第 1 号「現況証明について」を議題とします。議案第 1 号につきましては、初めに 1 番から 7 番について説明を受けることとします。事務局に、議案の説明を求めます。 ( 議案第 1 号 1 番から 7 番の朗読説明 ) 議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。 ( 質疑なし ) それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 1 番から 7 番については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。 ( 異議なしとの声あり ) 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に議案第 1 号 8 番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、2 番の鬼塚委員の退席を求めます。 ( 鬼塚委員 退席 ) 事務局に議案の説明を求めます。 ( 議案第 1 号 8 番の朗読説明 ) 議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。 ( 質疑なし ) それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 8 番については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。 ( 異議なしとの声あり ) 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。 ( 鬼塚委員 着席 ) 次に、議案第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく通知の受理について」を議題とします。事務局に説明を求めます。 ( 議案第 2 号の朗読説明 ) なお、農地法第 18 条第 6 項の規定の通知については、農地法第 18 条第 1
事務局	

項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。許可不要要件については、別紙資料 1 の 1 ページに記載しております。以上でございます。

議長

議案第 2 号について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第 2 号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案第 3 号につきましては、初めに 1 番から 6 番について説明を受けるとします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第 3 号 1 番から 6 番の朗読説明)

なお、議案第 3 号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料 1 の 2 ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、報告を求めます。

10 番

はい、何もございませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第 3 号 1 番から 6 番につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

次に、議案第 3 号 7 番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、3 番の鎌田委員の退席を求めます。

(鎌田委員 退席)

事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第 3 号 7 番の朗読説明)

なお、議案第 3 号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料 1 の 2 ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、報告を求めます。

10 番  
議長

はい、何もございませんでした。以上です。

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第 3 号 7 番につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(鎌田委員 着席)

次に、議案第 3 号 8 番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、2 番の鬼塚委員の退席を求めます。

(鬼塚委員 退席)

事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第 3 号 8 番の朗読説明)

なお、議案第 3 号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料 1 の 2 ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、報告を求めます。

10 番  
議長

はい、何もございませんでした。以上です。

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第 3 号 8 番につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(鬼塚委員 着席)

次に、議案第 4 号「農地保有合理化事業に係る農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局

(議案第 4 号の朗読説明)

なお、議案第4号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の2ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、報告を求めます。

10番  
議長

はい、何もございませんでした。以上です。

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第4号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の作成に関する諮問について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第5号の朗読説明)

なお、議案第5号の農用地利用配分計画案の内容につきましては、農地中間管理事業規定第9条第1項から第5項に定める貸付決定ルールに基づき決定されること、および機構法第18条第4項第4号に関連し、利用権の設定を受ける者が利用権設定後に耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることが必要でございます。各条項への適合状況につきましては、別紙資料1の3ページ記載のとおりです。以上でございます。

議長

ここで本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、報告を求めます。

10番  
議長

はい、何もございませんでした。以上です。

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第5号につきまして、中間管理事業に伴う農用地利用配分計画(案)の作成は適当である旨の答申をすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、協議案第1号「農地法第3条第2項第5号に規定する面積(下限面積)について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(協議案第1号の説明)

ご説明いたします。ご承知のとおり農地法第 3 条の許可要件の一つとして下限面積要件があり、許可に際して権利取得後の経営面積が下限面積以上とならなければ不許可となります。この下限面積については、同法により北海道では 2 ヘクタールと規定されております。また、同法では一定の要件に該当する場合、農業委員会が 2 ヘクタール未満の別段の面積を設定可能とされていますが、当委員会においてはこれまで別段の面積は定めておらず、北海道における下限面積 2 ヘクタールを適用しております。

別段の面積を定めているか否かに関わらず、年に 1 度、下限面積が適切か否か総会において協議することが望ましいとされておりますので審議を求めるものでございます。

別段の面積については、農地法施行規則第 1 項又はその特例である第 2 項のいずれかに基づき農業委員会が定めることができますが、本市については、市内全域を自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域と考えた場合、経営地が 2 ヘクタール以上の農家が市内全農家の 9 割以上ですので第 1 項については該当せず、また、遊休農地が相当程度存在はしませんので、第 1 項の特例である第 2 項にも該当しない状況となっています。なお、農用地利用集積計画による利用権の設定等につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号の規定の適用は受けないことから、下限面積を満たす必要はありません。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。協議案第 1 号について、原案どおり下限面積の変更を行わないことに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第 12 回総会を閉会いたします。